

平成 27 年度

事業計画書

社会福祉法人 新井田福社会

サービスセンターよもぎ

1 運営方針

利用者個人の尊厳と権利・完全参加・差別禁止という障害者基本法の基本的理念にのっとり、利用者の自己決定及びプライバシーを尊重した利用者本位のサービス提供を基本とし、利用者の自立の促進、生活の質の向上を図ることができるように、利用者及びその介護を行う保護者等の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活へ適応のための必要な訓練、介護方法の指導を適切に行い在宅福祉、地域福祉の充実に努める。

2 重点事項

- ① 利用者のニーズに合った個別支援の充実
- ② 利用者の権利擁護の推進
- ③ 保健衛生の向上及び安全の確保
- ④ 給食の安全、衛生面及び栄養面での質の向上
- ⑤ 障害の軽減、維持及び体力の増進の推進
- ⑤ 在宅福祉サービスの充実及び地域福祉の推進
- ⑥ 家族との連携強化

3 援助目標

- ① 利用者の個別支援計画に基づいた支援の充実及び社会適応力の育成を図る。
- ② 利用者の自主性を尊重し、地域への参加を通じて自己選択、自己決定を高めるよう支援する。
- ③ 利用者への情報提供を充実すると共に、苦情解決事業等を通じて、利用者のニーズの把握と権利擁護の推進を図る。
- ④ 利用者の生活習慣病の予防等や事故防止に努め、保健衛生の向上と安全対策の徹底を図る。
- ④ 利用者の生活の質の向上に向けて、創作的活動、機能訓練、社会生活適応訓練の充実を図る。
- ⑤ 豊かな食生活を通じて、食を営む力の基礎を培うことができるように、給食の質の向上を図る。
- ⑥ 地域の社会福祉資源を活用し、在宅者への支援の充実を図る。
- ⑦ 利用者と家族、地域住民との相互交流を促進する。

4 日課

時 間	内 容	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8 : 00	送迎バス出発	→				
9 : 30	送迎バス到着	→				
	健康チェック					
	トイレ誘導					
	朝の会					
	創作的活動					
	機能訓練					
	社会適応訓練					
	介護指導					
	レクリエーション					
11 : 45	昼食	→				
	歯磨き					
12 : 30	休憩	→				
13 : 00	トイレ誘導					
13 : 30	入浴	→				
	創作的活動					
	機能訓練					
	社会適応訓練					
	介護指導					
	レクリエーション					
15 : 00	帰宅準備	→				
15 : 15	送迎バス出発	→				
17 : 00	送迎バス帰園	→				